

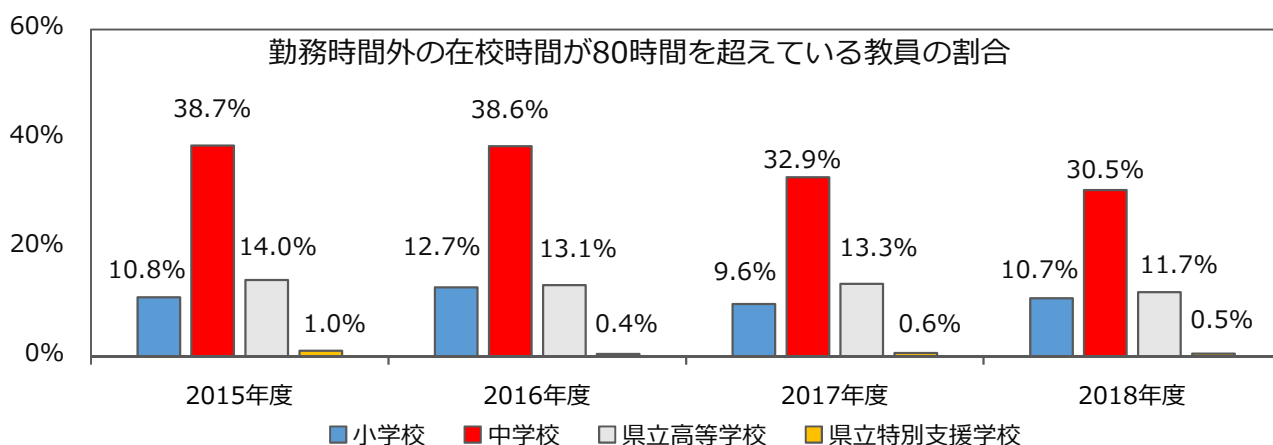
持続可能な教育の質の向上をめざして

～保護者、地域の皆様へ～

愛知県教育委員会

「教員の多忙化解消プラン」について

- 愛知県教育委員会では、2017年3月に「**教員の多忙化解消プラン**」を策定して、教員が健康的に学習指導、生徒指導などの本来的な業務に専念できる環境づくりを進めており、**勤務時間外の在校時間が月80時間（厚生労働省の示す、いわゆる「過労死ライン」）を超過している教員の割合を、2019年度までに0%**とすることとしております。
- さらに、国においては、2019年1月に**文部科学省**が「**公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン**」を制定し、勤務時間外の在校時間の上限の目安時間として、**原則として1か月で45時間、1年間で360時間を超えないよう**にすることが示されました。
- しかしながら、**本県の公立学校の教員の勤務状況**を見ますと、例えば**中学校では約30%、高等学校では約12%**の教員が**勤務時間外の在校時間が月80時間を超えている**状況です。



保護者、地域の皆様へお願い

- 現在、学校現場では幅広い業務を抱えており、**学校だけで全てを担うことが困難な状況**となりつつあります。これまで学校が果たしてきた役割を、教員以外の専門職員や学校外に委ねることも必要となります。
- 学校の教育活動においても、**行事運営や部活動など様々な場面で保護者や地域の方々の手をお借りしながら、今まで以上に充実した教育活動を実現していくこと**が求められています。
- 愛知県教育委員会では、引き続き学校や地域の実情に応じて、**学校の開錠・施錠時間の設定、夏休み期間中の学校閉庁日の設定、部活動に係る活動時間や休養日等の設定**など、教員の多忙化解消に向けた様々な取組を行っております。また、教員がゆとりをもって教育活動に取り組めるよう、国の「学校における働き方改革」の動きを踏まえながら、教職員定数の充実に向けて努力してまいります。
- **保護者や地域の皆様方**におかれましては、今後とも**学校における教育活動に御理解・御協力**いただきますよう、よろしくお願いいたします。



公立学校教員の時間外勤務について

- 公立学校の教員の勤務条件は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び関係政令、県の条例により、**時間外勤務命令は原則行うことができない**など、**一般の労働者とは異なる取扱い**になっています。
- 公立学校の教員には、時間外勤務手当が支給されない代わりに、**給料月額**の**4%に相当する教職調整額が一律に支給**されていますが、その額は、1966年度に文部省が実施した「教員勤務状況調査」で、1週間平均の超過勤務時間が小・中学校平均で1時間48分であったことが根拠となっています。
- また、非常災害時、修学旅行、対外運動競技等の引率、学校の管理下において行われる部活動における指導といった業務に従事した場合には、**教員特殊業務手当**が支給されます。（例：休日の部活動指導 1日（3時間程度以上）2,700円（愛知県の場合））
- 現行の中学校及び高等学校の**学習指導要領**では、**部活動**を以下のとおり位置づけています。
 - ・ **生徒の自主的、自発的な参加**により行われる
 - ・ **学校教育の一環**として、教育課程との関連が図られるように留意
 - ・ **地域の人々の協力**、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う
- 次期学習指導要領（中学校及び高等学校）では、部活動について、これまでの留意事項に加え、「**持続可能な運営体制**」を整えることが明記されています。

「教員の多忙化解消プラン」に基づく 2019 年度の取組について

1 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

- 県立学校（高等学校、特別支援学校）5 校において、試行的に出退勤時刻を IC カードで記録
- 県立学校において学校閉庁日、開錠・施錠時間の設定を本格実施

2 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

- 研修計画に学校マネジメントを重点的に位置づけ、体系的な教員研修を実施

3 部活動指導に関わる負担の軽減

- 単独で部活動の指導や大会への引率等が可能な部活動指導員を配置（県立高校 12 校にモデル配置、中学校への配置を支援）

4 業務改善と環境整備に向けた取組

- 小中学校で教職員定数を改善（新学習指導要領の実施に伴う小学校における外国語の教科化などに対応）
- 中学校において授業準備など補助的な業務を担うスクール・サポート・スタッフの配置を支援



教育は
未来へつなぐ
希望の輪

愛知県教育委員会事務局教育企画課 2019 年 5 月作成
〒460-8534（住所不要）名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-954-6827（ダイヤルイン）
FAX 052-961-3925
メール kyoikukikaku@pref.aichi.lg.jp

